



データ取扱いに関する補遺

以下の間におけるものとする

お客様

(以下「**データ管理者**」という。)

および

EXA-System Co., Ltd/EXA

(以下「**データ処理者**」/「**EXA**」という。)

目次

1. 定義	3
2. 本補遺の範囲および適用	6
3. データの取扱い	6
4. データ管理者の義務	8
5. 期間; 終了; 個人データの返還または消去	8
6. 法的責任	8
7. 監査および情報の請求	8
8. 副処理者の任命	9
9. 認可関連会社	9
10. 標準契約条項	9
11. 雑則	13
スケジュール 1: 取扱いの記述	16
スケジュール 2: 技術的および組織的措置の記述	19
スケジュール 3: 副処理者	26
スケジュール 4: 標準契約条項	29

本補遺は以下のとおりで締結されます。

当事者:

- (1) お客様（以下「データ管理者」という。）
 - (2) EXA（以下「データ処理者」という。）
- （それぞれを「当事者」、総称して「両当事者」という。）

背景及び理由:

1. 本補遺は、取扱い目的でデータ管理者からデータ処理者に移転される、または取扱い目的でデータ管理者の権限の下データ処理者によりアクセスされる、あるいはその他の方法でデータ管理者に代わって取扱い目的でデータ処理者により受信される個人データのプライバシーおよび安全性の保護に関して適切な保護措置を確保するために締結される。
2. 本補遺は、EXA とそのサービスが提供されるお客様との契約または利用規約（該当する場合）の一部を構成し、組み込まれるものとする（以下「サービス契約」という。）。

以下が合意されるものとします:

1. 定義

- 1.1. 本補遺において、以下の用語は次の意味をもつものとします:

「関連会社」 対象の法人を支配し、もしくは支配され、または共通の支配下にある法人を指します。当定義において、対象の法人に関して使用される「支配」（「支配され」および「共通支配下にある」等相関的な意味を含む）は、議決権のある有価証券の所有、契約、あるいはその他の方法であるかに関わらず、直接的または間接的に、かかる法人の管理または方針に対して指示や支配的な影響力を行使する権限の所有を意味します。

「オーストラリア」 オーストラリア連邦およびその各州および準州を指します。

「認可関連会社」 (a) EEA および/またはその加盟国、スイス、および/または英国のデータ保護法および規則の対象であり、(b) 以下のサービス契約に基づくサービスの利用が許可されている、お客様の関連会社を指します。

「CCPA」 California Consumer Privacy Act（カリフォルニア州消費者プライバシー法）を指します。

「お客様」	サービス契約のお客様を指します。
「データ管理者」	個人データの取扱い目的および手段を決める法人を指します。
「データ処理者」	データ管理者に代わり、個人データを取り扱う法人を指します。
「データ保護法および規則」	本補遺に基づく個人データの取扱いに適用されるすべての法律および規則を指します。これには、EEA およびその加盟国、スイス、英国、オーストラリアの、国際、国内、州および現地のすべての法律および規則、ならびに CCPA およびその他の米国の連邦法および州法を含みます。
「データ主体」	個人データの主体である識別された、または識別可能な自然人（権利能力が認められる社会的実在としての人間）を指します。
「EEA」	European Economic Area（欧州経済領域）を指します。
「EU」	European Union（欧州連合）を指します。
「GDPR」	個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、および、そのデータの自由な移動に関する、ならびに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会および理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則（EU）2016/679（EU 一般データ保護規則）に言及します。
「ICO 英国補遺」	英国個人情報保護監督機関（ICO）が交付し、2022 年 2 月 2 日に 2018 年英国データ保護法 s119A に従って英国議会に提出されたテンプレート補遺 B.1.0 を指します。これは、同保護法の必須条項である第 18 節に基づいて、同テンプレートが随時改定されるためです。
「指示」	データ管理者がデータ処理者に提出し、個人データに関して特定のアクション（匿名化、ブロック、削除、利用可能化等）を実行するよう指示する書面による指示を指します。
「個人データ」	識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報を指します。識別可能な人とは、とりわけ、名前、識別番号、位置情報、オンライン識別子等の識別子、または自然人の身体的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的または社会的アイデンティティに

固有の1つ以上の要素を参照することによって、直接的または間接的に特定できる人です。

「個人データ侵害」

送信、保管、またはその他の方法で処理された個人データの偶発的または不法な破棄、喪失、改変、不正な開示またはアクセスにつながる安全性の侵害を意味します。

「取り扱う/取り扱われる/取扱い」

自動的な手段であるかないかに関わらず、個人データに対して行われるすべての作業または一連の作業を指します。この作業とは、収集、記録、編成、構造化、保存、変更または改変、取得、参照、利用、移転による開示、拡散、または他の方法で利用を可能にする、調整または結合する、制限、消去または破壊することを指します。

「スケジュール」

本補遺に付随し、構成部分を成す各スケジュール（明細）を指します。

「サービス」

本補遺のスケジュール 1 に記載のとおり、サービス契約に関連したデータ処理者によるデータ管理者へのサービス提供に関連および提供上の、データ処理者による個人データの取扱いを意味します。

「標準契約条項」 / 「SCC」

データ管理者とデータ処理者により、またその両者間で締結される契約を指します。欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679 に基づく個人データの第三国への移転のための標準契約条項に関する2021年6月4日付欧州委員会実施決定（EU）2021/914 で、本補遺のスケジュール 4 として添付されています。

「副処理者」

当該のデータ処理者（または当該データ処理者の他の副処理者）が使用する処理者を指します。副処理者は、データ管理者に代わり、その指示および書面による請負契約に従って、かかる個人データの取扱いに従事するためだけに個人データをデータ処理者（または当該データ処理者の他の副処理者）から受け取ることに同意します。

「スイス」

スイス連邦を指します。

「英国」

グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国を指します。

「UK GDPR」

2018年欧州連合（離脱）法の第3節 c.16 により、イングランドおよびウェールズ、スコットランド、北アイルランドの法律の一部を形成するGDPR（EU一般データ保護規則）を指します。

「米国」 アメリカ合衆国を指します。

EXA サービス契約および本補遺の当事者である法人を指します。サービス契約で定められているとおり、EXA-System Co. Ltd（住所:〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 5-1-21 福建会館ビル）のことです。

- 1.2. 見出しおよび節の見出しは、言及および便宜のためだけにあり、本補遺の一部ではないため、本補遺の解釈に使用されないものとします。
- 1.3. 文脈上他の意味に解すべき場合を除き、単数形を表す言葉には複数形が含まれ、その逆も同様です。性別への言及にはその他すべての性別が含まれ、個人への言及には法人、法人でない社団、共同事業体が含まれ、いずれの場合も、別個の法人格を有するかは関係ありません。「含む」または「含んでいる」という言葉への言及は、制限なく解釈されるものとします。
- 1.4. 前文、スケジュール、および条項への言及は、特に規定がない限り、本補遺の前文、スケジュールおよび条項に言及するものとします。また、スケジュール内の項への言及は、特に規定がない限り、そのスケジュールの項に言及するものとします。
- 1.5. 本補遺における法令、法規条項や法律への言及は、随時修正、更新、または再制定された法令、法規条項や法律への言及を含みます。「書面」または「書面による」への言及は、特に別段の指示がない限り、ファックス、そして固定形式を取る目に見えた言葉の複製（Eメールなど）を含みます。

2. 本補遺の範囲および適用

- 2.1. 対象事項、性質、目的、ならびに個人データの種類および影響を受けるデータ主体の類型は、本補遺の スケジュール 1 に規定されています。
- 2.2. 本補遺は、サービスに関し、以下に適用されるものとします:
 - 2.2.1. 本補遺の日付以降、データ管理者によって、またはデータ管理者に代わって、取扱いのためにデータ処理者に送信されるすべての個人データ
 - 2.2.2. 本補遺の日付以降、取扱いのためにデータ管理者の権限でデータ処理者がアクセスするすべての個人データ、および
 - 2.2.3. データ管理者に代わって取扱いのためにデータ処理者がその他の方法で受信したすべての個人データ。

3. データの取扱い

データ処理者は本補遺に規定された約款に従い、第2条の理由により本補遺が適用される個人データを取り扱うことに同意するものとします。とりわけ、同データ処理者は以下に同意するものとします:

- 3.1. 本補遺に定められたサービスを行うという特定の目的以外で個人データを取り扱ってはなりません。データ処理者はまた、いかなる目的でも個人データを販売または貸与しないことに同意します。
- 3.2. データ管理者の代わりにのみ個人データを取扱い、常に本補遺に基づくデータ管理者の指示に従うものとします。本補遺およびサービス契約は、当該サービス契約締結時における、データ管理者からデータ処理者への個人データの取扱いに関する完全かつ最終的な書面による指示とします。追加または代替の

指示は別途合意される必要があります。口頭での指示は、データ管理者が書面で直ちに確認するものとします。データ処理者が何らかの理由でそれに従えない場合、データ処理者に適用される法律が公益の重要な理由でそのような情報を禁止していない限り、データ処理者はデータ管理者に従えない旨を直ちに通知することに同意します。データ管理者の指示に従うことがデータ保護法および規則の違反につながると考えられる場合、データ処理者はその旨を遅滞なく書面でデータ管理者に通知するものとします。

- 3.3. データ処理者は、その責任範囲内で社内組織を構築し、個人データの保護に関する特定の要件を確実に遵守するものとします。データ処理者は、データ保護法および規則の要件に従って、データ管理者に代わって取り扱われる個人データが誤用および紛失されないよう適切な技術的および組織的措置を講じるものとします。本補遺の締結時に両当事者間で合意された技術的および組織的措置の概要は、本補遺のスケジュール 2 として添付されています。データ処理者は、同措置が遵守されているかを定期的に監視します。データ処理者は、当該サービスの利用期間中の全体的な安全性を大幅に低下させない限り、データ管理者の個人データを誤用や喪失から適切に保護するために既に講じられている技術的および組織的措置を変更することができます。
- 3.4. データ管理者の個人データの取扱いを委託された者は、守秘義務を誓うか、適切な法的守秘義務を負っているものとします。
- 3.5. データ管理者の書面による事前の明示的な同意なしに、個人データを直接的または間接的であるかに関わらず、個人、会社、企業またはその他に開示してはなりません。ただし、善意な理由から個人データにアクセスする必要のある、データ処理者のパートナー、役員、取締役、従業員、会計士、弁護士、独立請負業者、臨時従業員、関連会社、代理店、もしくは時折データ処理者に雇用・維持されたり、その代理を務める可能性のある他の代表者（集的に「代表者」という。）、および個人データの取扱いに従事し第3.3条に言及される義務に従う副処理者を除きます。またはデータ処理者、その代表者、または副処理者に適用されるすべての法律または規則で求められる場合を除きます。
- 3.6. データ管理者に書面で遅滞なく、以下を通知するものとします：
 - 3.6.1. 個人データ侵害。かかる通知には、当該取扱いの性質、およびデータ処理者が利用できる情報を考慮した上、データ保護法および規則に基づく自身の通知義務の遵守を確保するにあたってデータ管理者を合理的に支援するための関連情報が含まれるものとします。当該の関連情報を同時に提供することが不可能な場合、データ処理者はさらに遅滞することなく、以下の情報を段階的に提供することができます。
 - 3.6.2. データ管理者によって書面で許可されていない限り、その請求に応答することのないデータ主体から直接受け取った請求。
- 3.7. 取扱いの性質を考慮し、またデータ管理者の費用負担で、適切な技術的および組織的措置によりデータ管理者を合理的に支援するものとします。ただし、これは合理的な範囲でデータ管理者がデータ保護法および規則により定められたデータ主体の権利の行使の請求に対応する義務を履行することができる限りのものとします。
- 3.8. データ管理者の費用負担で、データ管理者が本補遺に定められた義務の遵守を実証するため、ならびに当該のデータ管理者、または第7条に定めれているとおり、データ管理者が権限を与えた別の監査人が行う検査など監査を可能にしこれに寄与する上で、合理的に必要なすべての情報をデータ管理者が利用できるようにします。
- 3.9. 副処理者により行われるいずれの取扱いサービスも、第0条に従って行われるものとします。
- 3.10. データ処理者が、データ保護法および規則で要求される範囲でデータ保護責任者を任命しているものと

します。データ処理者は、データ管理者の請求があれば、その任命された者の連絡先詳細を提供するものとします。および

- 3.11. データ管理者の費用負担で、当該取扱いの性質、およびデータ処理者が利用できる情報を考慮した上、データ保護の影響評価および監督当局との事前協議を実施する義務を確実に遵守するにあたってデータ管理者を合理的な範囲で支援するものとします。

4. データ管理者の義務

データ管理者は、データ処理者によって、またはデータ処理者に代わって行われる個人データの開示が、データ主体の同意を得て行われるか、もしくは合法であることに同意し、保証するものとします。

5. 期間; 終了; 個人データの返還または消去

本補遺は、同補遺が組み込まれた両当事者のサービス契約が発効する時点で有効となります。本補遺は、(a)サービスに関連するデータ処理者の義務の終了または満了、または(b)データ処理者による個人データの取扱いの終了のいずれか遅い方で自動的に終了します。本補遺の終了時には、データ処理者は、適用される法律が当該個人データの保管を要求しない限り、データ管理者に代わって取扱われたすべての個人データを、管理者の希望によって、管理者に返還するか消去するものとします。データ管理者の請求に応じて、データ処理者は書面でかかる義務の遵守を確認するものとします。

6. 法的責任

両当事者は、サービス契約に定められた法的責任の制限が、本補遺の規定違反、または、データ処理者または副処理者のデータ保護法および規則に対する違反に起因する場合の損害に適用されることに合意するものとします。本条項の内容はいずれも、法的責任の制限からの特定の除外を含め、法的責任に関連するサービス契約の残りの規約に影響を与えるものではありません。

7. 監査および情報の請求

データ管理者は、通常の営業時間内に、データ処理者の業務を不当に妨げることなく、また、合理的な事前通知後に、データ処理者を個人的に監査したり、機密保持義務に従いデータ処理者の競合として行動しない第三者の監査人を任命することができます。かかる監査は、データ管理者の単独の費用負担で行うものとします。データ管理者は、EXA を 1 年に 1 回以下および 30 日以上合理的な事前通知後に限り、監査することに同意するものとします。ただし、違反の兆候がある場合や、データ管理者の個人データに関するデータ処理者の下での個人データ侵害に続いて、データ保護監督当局や裁判所、または該当のデータ保護法および規則に基づく決定により監査が請求された場合を除きます。かかる立入監査の開始前には、データ管理者とデータ処理者は、監査の範囲、時期、および期間について相互に合意するものとします。データ処理者は、請求に応じて合理的な時間内で、データ管理者に関連情報を提供し、本補遺に準拠する取扱いの監査を支援するものとします。監査の結論において、データ管理者は、データ処理者が保持する関連の証明書、または提供する監査報告書を考慮するものとします。データ管理者は、データ保護監督当局、裁判所、または適用されるデータ保護法および規制によって開示が要請されない限り、監査報告の結果が機密に保たれることを保証し、責任を負うものとします。データ処理者は、情報請求への対応および監査の支援に関して発生した妥当な費用をデータ管理者に請求するものとします。

8. 副処理者の任命

- 8.1. データ管理者は、データ処理者による副処理者の使用に同意し、通常承認するものとします。データ処理者は現在、またサービスに応じてスケジュール 3に定められた副処理者を使用しています。当該使用は、データ管理者が承認しているものとします。
- 8.2. データ処理者は、サービスの提供に関し、個人データの取扱いを新規の副処理者に許可する前に、データ管理者に対して当該の新規副処理者について通知するものとします。データ管理者は、データ処理者が新規副処理者を使用することに対して異議を唱える権利を行使するためには、データ処理者から通知を受けとってから10日以内に書面で同処理者にその旨を迅速に通知するものとします。データ管理者が新規副処理者に異議を唱え、同異議が正当に立証され不合理でない場合には、データ処理者は異議があった新規副処理者による個人データの取扱いを回避するために、合理的な努力を尽くして、データ管理者に不当な負担をかけることなく、データ管理者にサービスの変更を提供するか、代わりに、データ管理者の構成またはサービスの利用に対しての商業上の合理的な変更を勧めるものとします。データ処理者が30日を超える事なく合理的な期間内にかかる変更を提供できない場合、データ管理者はデータ処理者に対し書面による通知を行い、異議を唱えた新規副処理者を使用せずにデータ処理者が提供できないサービスの該当部分を終了することができます。
- 8.3. 副処理者によるかかる取扱いはすべて、本補遺と同様に制限的な書面による合意に従って行われるものとします。かかる書面による合意では、副処理者は書面による合意で規定されたサービスを提供するためにのみ、個人データを取扱い、自身の目的で個人データを取扱ってはなりません。
- 8.4. 副処理者による取扱いで、データ処理者が本補遺に基づく義務に対する責任を逃れることはありません。当該データ処理者は、サービス契約の制限に従い、副処理者ひとりひとりの作業および活動についてデータ管理者に対して完全な責任を負います。

9. 認可関連会社

両当事者は、当該サービス契約を締結することにより、以下を承諾し合意するものとします。データ管理者は認可関連会社に代わりその名前において（適用されるサービス契約に基づいてかかる関連会社が許可されている範囲で）本補遺を結び、それにより、同サービス契約および本第9条の規定に従い、当該データ処理者とかかる各認可関連会社との間の個別の補遺契約を確立するものとします。各認可関連会社は、本補遺および適用される範囲で当該のサービス契約に基づく義務に拘束されることに同意するものとします。認可関連会社による当該サービスへのすべてのアクセスおよび利用は、当該サービス契約の約款に準拠する必要があります。認可関連会社が同サービス契約の約款に違反した際は、当該データ管理者による違反とみなされるものとします。データ管理者は、認可関連会社に代わりその名前において本補遺を締結することが、同関連会社によって正式に承認されていることを表明および保証するものとします。

10. 標準契約条項

- 10.1. 当該サービス契約に基づいた当該データ処理者によるサービスの提供の過程において、データ管理者または認可関連会社から、アメリカ合衆国にあるデータ処理者およびその副処理者に個人データを移転する必要がある場合があります。
- 10.2. 第10.1条に言及されたデータ移転において、SSCは本補遺の重要部分を構成し、SSCの履行に関する実施規定を含む下記の第10.3条から第10.17条でさらに規定されているとおり、以下の者に適用されるものとします。

- (a) データ管理者、および
- (b) データ管理者の認可関連会社

これは、前述の法人のいずれかがEU、EEAおよび/またはその加盟国、スイスおよび/または英国のデータ保護法および規則の対象となる場合に適用されます。SCC、ICO英国補遺および本第10条において、EXAが「**データ輸入者**」であるのに対し、前述の法人は個別または集散的に「**データ輸出者**」であるものとします。

- 10.3. SCC第8.1条(a)号および第8.8条において、本補遺の第3条および当該サービス契約は、個人データの取り扱いに関するデータ輸出者のEXAに対する、当該サービス契約締結時の完全で最終的な書面による指示であり、サービスの履行を目的とする、EU/EEA外に位置する副処理者等第三者への移転を含みます。いかなる追加または代替の指示も本補遺および当該サービス契約の条件と一致している必要があります。
- 10.4. SCC第8.5条および第16条(d)号において、両当事者は、書面による請求があった場合にのみ、EXAは個人データ消去証明書をデータ輸出者に提供することに合意します。
- 10.5. SCC第8.6条(a)号において、データ輸出者は、SCC附属書IIに定められた技術的および組織的措置がその要件を満たしているかどうかについて独立した判断を下す責任を単独で負うものとします。データ輸出者は、当該サービス契約の締結時に、最新技術、実装費用、個人データの取扱いの性質、範囲、過程、目的、および個人に対するリスクを考慮した上、EXAが講じる技術的および組織的措置が個人データに関するリスクに適したレベルの安全性を提供することに合意するものとします。
- 10.6. SCC第8.9条(a)号から(c)号に従い、EXAは本補遺の第3.7条において、データ輸出者の情報請求に対応するものとします。
- 10.7. SCC第8.9条(c)号から(e)号において、本補遺の第7条項に従い、監査が実施されるものとします。
- 10.8. SCC第9.a条において、以下が適用されるものとします：
 - 10.8.1. EXAには、本補遺の第8条に従い、副処理者を使用する一般的権限がデータ輸出者から与えられています。現行の副処理者一覧は本補遺にスケジュール 3として添付されています。EXAは副処理者を変更する場合、本補遺の第8条に定められた手順に従い、データ輸出者にその旨通知するものとします。
 - 10.8.2. EXAがサービスの提供に関し副処理者とSCC構成要素3（データ処理者間の個人データの移転管理）を締結する場合、データ輸出者はそれによりEXAおよびその関連会社に対し、次の一般的な承認権利を与えるものとします。サービスの提供に関与する副処理者が追加の副処理者を使用することをデータ輸出者に代わって許可し、かかる副処理者の追加または代替に関しての決定および承認。
- 10.9. SCC第11条および本補遺の第3.6.2条に従い、EXAは苦情処理を許可された連絡先をデータ主体にそのウェブサイトで通知するものとします。当該サービスの提供に関連して、データ主体から個人データに関する苦情を受け取ったり、または紛争が生じた場合、EXAはデータ輸出者に通知するものとします。また、かかる苦情または異議をデータ輸出者に対し遅滞なく伝えるものとします。EXAは、個々の場合においてデータ輸出者と別段の合意がない限り、当該の請求にそれ以上対応する義務を負わないものとします。
- 10.10. SCC第12条において、以下が適用されるものとします：
 - 10.10.1. SCC第12条(a)号に基づくEXA法的責任は、当該サービス契約の制限に従うものとします。
 - 10.10.2. SCC第12条(b)号に基づくEXAの法的責任は、データ処理者に特に向けられたGDPRに基づく義務を遵守しなかった場合、またはGDPR第82条第2項に規定されているとおり、データ輸出者の合法的な指示の

範囲外またはそれに反して行動した場合の取扱いによって生じた損害に限定されるものとします。

10.10.3. EXAは、GDPR第82条第3条に基づく損害を引き起こす事象に一切責任がないことが証明された場合、本補遺の第10.10.2条に基づく法的責任を免除されるものとします。

10.11. SCC第13条において、以下が適用されるものとします:

10.11.1. データ輸出者がEU加盟国に設立されている場合、データ移転に関してデータ輸出者がGDPRを遵守していることを確認する責任を持つ監督当局は、管轄のデータ保護監督当局として機能するものとします。

10.11.2. データ輸出者がEU加盟国に設立されていないが、GDPR第3条第2項に基づく地理的適用範囲内にあり、GDPR第27条第1項に基づいて代表者を任命している場合、GDPR第27条第1項の意味の範囲内で代表者が設立されているEU加盟国の監督当局は、管轄のデータ保護監督当局として機能するものとします。

10.11.3. データ輸出者がEU加盟国に設立されていないが、GDPR第27条第2項に基づく代表者を任命する必要なしに、第3条第2項に基づいてGDPRの地理的適用範囲内にある場合、Hamburg Commissioner for Data Protection and Freedom of Information（ハンブルグのデータ保護監督機関）が管轄のデータ保護監督機関として機能するものとします。

10.12. SCC第15条第1項(a)号において、以下が適用されるものとします:

10.12.1. データ輸入者は、以下の各およびすべての場合において、データ輸出者（のみ）に通知するものとし、データ主体には通知しないものとします。

- (a) SCCに従って移転された個人データの開示について、移転先の国の法律に基づいて、司法当局を含む公的機関から法的拘束力のある請求を受け取る、または
- (b) 移転先の国の法律に従ってSCCに基づいて移転された個人データが公的機関によって直接アクセスされることを認識する。

10.12.2. データ輸出者は、必要に応じてデータ主体に迅速に通知する責任を単独で負うものとします。

10.13. SCC第17条における準拠法は、当該サービス契約に適用される法律であるものとします。同サービス契約がEU加盟国の法律に準拠していない場合、SCCはドイツの法律に準拠します。

10.14. SCC第18条(b)号において、ドイツの裁判所はSCCから生じるあらゆる紛争を解決する専属管轄権を有するものとします。

10.15. SCCの付録は以下のとおり、作成されるものとします:

- (a) 本補遺のスケジュール1の第1節の内容は、SCC附属書I.Aを構成するものとする。
- (b) 本補遺のスケジュール1の第2節の内容は、SCC附属書I.Bを構成するものとする。
- (c) 本補遺のスケジュール1の第3節の内容は、SCC附属書I.Cを構成するものとする。
- (d) 本補遺のスケジュール2の内容は、SCC附属書IIを構成するものとする。
- (e) 本補遺のスケジュール3の内容は、SCC附属書IIIを構成するものとする。

10.16. スイスのデータ保護法および規則に準拠した個人データの移転の場合、両当事者は、下記にさらに規定されているとおり、本補遺の第10.3条から第10.15条に基づいて、SCCが同データの移転に適用されることに合意します:

- (a) SCCにおけるGDPR、EU、またはEU加盟国の法律への一般のおよび具体的な言及は、スイスのデ

ータ保護法および規則と同等の言及と同じ意味を持つものとする。

- (b) SCC第13条において、スイス連邦データ保護情報コミッショナーは、データ輸出者がスイスに設置されている、またはスイスのデータ保護法および規則の地理的適用範囲内にある場合、関連するデータ移転がスイスのデータ保護法および規則に（も）準拠している限り、管轄のデータ保護監督当局として機能するものとする。
- (c) SCC第18条(b)号において、スイスの裁判所は、本節で規定されているとおり、SCCから生じる紛争を解決する専属管轄権を有するものとする。
- (d) SCC第18条(c)号において、「加盟国」という用語は、スイスのデータ主体を常居所（すなわちスイス）での権利を訴える可能性から除外するように解釈されないものとする。
- (e) またSCCは、認識または認識可能な法人に関連する情報の移転にも適用される。かかる情報は、スイスのデータ保護法および規則が法人に適用されなくなるよう改正されるまで、同法および規則に基づいて、個人データと同様に保護されるものとする。

10.17. 英国のGDPRに準拠する個人データの移転の場合、両当事者はここにICO英国補遺およびその代替第2部必須条項を締結します。これは、本補遺の重要部分を構成するものとし、両当事者は、本補遺の第10.3条から第10.15条に基づき、またICO英国補遺の必須条項で修正されたとおり、SCCがかかるデータ移転に適用されることに合意します。ICO英国補遺の第17節に従い、両当事者は以下の形式および本補遺でさらに規定されているとおり、ICO英国補遺第1部の情報を提供することに合意します：

- (a) ICO英国補遺第1部における「開始日」とは、本補遺の第10.18条に規定されているとおり、データ管理者によるスケジュール 1の締結日とする。
- (b) ICO英国補遺第1部における「両当事者」とは、本補遺の第10.2条、および完全に記入し締結されたスケジュール 1の第1.1節および第1.2節でさらに規定されているとおり、データ輸入者およびデータ管理者とされるEXA、およびデータ輸出者とされるその認可関連会社のこととする。
- (c) ICO英国補遺第1部における「主要連絡先」とは、完全に記入し締結されたスケジュール 1の第1.1節および第1.2節に規定された者のこととする。
- (d) ICO英国補遺第1部における「補遺SCC」とは、本補遺の第 10.3条から第10.15条に規定されているとおり、当該SCCのこととする。
- (e) ICO英国補遺第1部における「付録情報」とは、本補遺の第10.15条に規定されているとおり、スケジュール 1からスケジュール 3に含まれている情報のこととする。
- (f) ICO英国補遺第1部に従い、データ輸入者は、ICO英国補遺第19節に規定されている条件に基づき、ICO英国補遺を終了することができる。

10.18. スケジュール 1の第1節は、データ管理者が署名した時点で拘束力を発するものとして、EXAにより事前署名されています。データ管理者自身の名前、および同認可関連会社の代わりによるスケジュール 1の第1.1節の記載および署名は、本第10条で規定されているとおり、SCCおよび該当する範囲でICO英国補遺への署名とみなされるものとし、データ管理者が認可関連会社に代わりその名前においてSCC、および該当する範囲でICO英国補遺を締結することにより、かかる認可関連会社は（該当のサービス契約に基づいてかかる関連会社が許可されている範囲で）、本補遺の規定および本第10条に従って、本補遺のスケジュール 1に基づく追加のデータ輸出者として、SCCおよび該当する範囲でICO英国補遺の当事者になるものとし、各認可関連会社は、本第10条で規定されているとおり、SCC、および該当する範囲でICO英国補遺の両方に基づく義務に拘束されることに同意するものとし、認可関連会社によるサービ

スへのすべてのアクセスおよび利用は、本第10条に規定されているとおり、SCCおよび該当する範囲でICO英国補遺の約款に準拠する必要があります。そして、認可関連会社が当該SCCおよび該当する範囲で当該ICO英国補遺の約款に違反した際には、データ管理者による違反とみなされるものとします。

10.19. データ管理者は、本第10条に規定されているとおり、認定関連会社に代わりその名前において、SCCおよび該当する範囲でICO英国補遺を締結することが、当該認可関連会社によって正式に承認されていることを表明し、保証するものとします。

10.20. データ管理者は、データ処理契約を受領後10日以内に同契約に署名して返送するものとします。

11. 雑則

11.1. 本補遺の修正または追加は、有効となるために書面で行う必要があります。これは、同書面による要件の修正にも適用されるものとします。本条項における書面による要件には、ファックス、または固定形式を取る目に見える言葉の複製（Eメールなど）は含まれません。

11.2. 本補遺のいずれかの規定が無効である場合、または無効になった場合でも、残りの条件の有効性に影響を与えることはないものとします。かかる場合においては、両当事者は、かかる無効な規定に商業上最も近く、法的に有効な結果を達成する条件の作成に協力する義務を負うものとします。上記は、本補遺の不足を補うために適用されるものとします。

11.3. 法規条項から生じる、または司法または規則の決定に従って生じるデータ処理者の義務は、本補遺の影響を受けないままであるものとします。

11.4. 本補遺は、当該サービス契約に含まれるデータ管理者の個人データの取扱いに関連する、同等または追加の権利に取って代わらないものとします。本補遺および当該サービス契約間で食い違いまたは矛盾がある場合は、本補遺が優先するものとします。

11.5. 本補遺とSCCの間で食い違いまたは矛盾がある場合は、後者が優先するものとします。

11.6. SCCとICO英国補遺の間で食い違いまたは矛盾がある場合は、以下の場合を除き、後者が優先するものとします。矛盾または食い違うSCCの条件が、データ主体により強力な保護を提供する場合は、それらの条件が当該のICO英国補遺に優先します。

11.7. 本補遺は両当事者間でのサービス契約を支配する同じ法律に準拠するものとします。ただし、SCCの第17条および本補遺の第10.13条に従って適用される法律に準拠するSCC、およびICO英国補遺の第15(m)節に関連する本補遺の英国GDPR第10.17条に準拠したデータの移転を除くものとします。

スケジュール一覧:

スケジュール 1: 取扱いの記述

スケジュール 2: 技術的および組織的措置の記述

スケジュール 3: 副処理者

スケジュール 4: 標準契約条項

締結頁

契約の署名

EXA を代表して締結する:

署名権限者の署名

Andrew Cartledge

署名権限者の氏名 (活字体)

代表取締役

肩書 (活字体)

締結日

本書に対するお客様の署名者による宣言

本書に署名することにより、お客様の各署名権限者、取締役、もしくは会社秘書役は、本書を読んだことを表明および保証し、個人 (署名者 1 人の場合) または共同で (署名者 2 人の場合)、完全な権能と権限を有する正式に許可されたお客様の代表者として本書を締結し、お客様を本書の条件に拘束するものとします。

(お客様) による締結:

第 1 の、または唯一の署名権限者/取締役:

第 2 の署名権限者/取締役 (必要な場合):

署名

署名

氏名 (活字体)

氏名 (活字体)

肩書 (活字体)

肩書 (活字体)

締結日

締結日

スケジュール 1: 取扱いの記述

1. 当事者一覧

1.1. データ輸出者

サービス契約で定められているお客様およびその認可関連会社。

(正式登録番号/法人番号/同様な識別子を含む) :

本条項に基づいて移転されるデータに関連する活動: 当該サービス契約に準拠する、および本補遺にさらに記述されているサービスの実行。

役割 (管理者/処理者) : 本補遺のスケジュール 4 に定められた標準契約条項において、お客様および/またはその認可関連会社は、データ管理者として機能しています。

1.2. データ輸入者

名称: EXA

連絡先の氏名、職位および連絡先詳細: privacyofficer@wisetechglobal.com

本条項に基づいて移転されるデータに関連する活動: 当該サービス契約に準拠する、および本補遺にさらに記述されているサービスの実行。

役割 (管理者/処理者) : 本補遺のスケジュール 4 に定められた標準契約条項に従い、EXA はデータ処理者として機能しています。

2. 取扱いの記述

2.1. 個人データが移転されるデータ主体の類型

移転される個人データは、データ主体の以下の類型に関係します:

- 顧客
- 潜在顧客
- 利用者
- 従業員
- サプライヤー
- 認定代理店
- 連絡先担当者

2.2. 移転される個人データの種類

移転される個人データは、以下のデータの種類に関係します:

- 個人のマスターデータ（主要個人データ）
- 連絡先に関するデータ
- 主要な契約データ（契約/法的関係、契約または製品の利益）
- 顧客の履歴
- 契約の請求および支払いデータ
- 開示済情報（第三者、例えば信用照会機関または公共のディレクトリから）。

2.3. **移転される機密データ（該当する場合）と、データの性質および関与するリスクを完全に考慮する適用制限または保護措置***

なし

2.4. **移転の頻度（例えば、データが1回限り、または継続的に移転されるかどうか）**

データは継続的および連続的に移転されます。

2.5. **取扱いの性質および目的**

両当事者間のメンテナンスおよびライセンス契約、製品およびサービス契約、およびそれらの付録書に定められているとおり。

2.6. **個人データが保持される期間、またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用される基準**

適用される現地の法律または規則によって代替期間が必要とされない限り、次のいずれか早い方の時点：1）メンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約が終了したことにより、定められたとおり該当データベースを破壊する。または、2）データを保持する必要がなくなったことをデータ輸出者がデータ輸入者に書面で確認を提供する。

2.7. **（副） 処理者への移転: 取扱いの対象、性質および期間**

両当事者間のメンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約、およびそれらの付録書に定められているとおり。

3. **管轄の監督当局**

SCC の第 13 条項に従い、管轄の監督当局を特定するためには、ICO 英国補遺の第 15(k) 節に関連する、本補遺の第10.11 条、第10.16(b)条(b)、第10.17 条を参照してください。

EU/EEA における現在のデータ保護監督当局の一覧およびその連絡先詳細は、https://edpb.europa.eu/about-edpb/about-edpb/members_en でご覧になれます。英国のデータ保護監督当局は <https://ico.org.uk/global/contact-us/> で表示されているとおり、また、スイスのデータ保護監督当局は <https://www.edoeb.admin.ch/edoeb/en/home/the-fdpic/contact.html> で表示されているとおり、連絡可能です。

*例えば、厳格な目的の制限、アクセス制限（専門的なトレーニングを受けたスタッフのみのアクセスなど）、データへのアクセスの記録の保持、転送制限、あるいは追加の安全管理措置など。

スケジュール 2: 技術的および組織的措置の記述

データ輸入者により実施される技術的および組織的安全管理措置の記述

機密性 (GDPR 第 32 条第 1 項(b))

- 物理的アクセス制御

データ取扱い施設への不正アクセスは禁止されています。例: 磁気カードまたはチップカード、キー、電子ドア開閉器、施設のセキュリティサービスおよび/または入口の警備員、警報システム、ビデオ/CCTV システム

- 電子的アクセス制御

データ処理保管システムの不正使用は禁止されています。例: (安全な) パスワード、自動ブロック/ロックメカニズム、二要素認証、データキャリア/ストレージメディア (記憶媒体) の暗号化

- 内部アクセス制御 (データへのアクセスおよび修正に関するユーザーのアクセス権付与)

システム内のデータの不正な読み取り、コピー、変更または削除は禁止されています。例: アクセス権認証概念、ニーズに基づいたアクセス権、システムへのアクセス記録

- 隔離制御

異なる目的 (例: 複数のクライアントサポート、サンドボックス) で収集されたデータの隔離処理、および

- 仮名化 (GDPR第32条第1項(a)、GDPR第25条第1項)

追加の情報の支援なしに当該データを特定のデータ主体に関連付けできないような手段/方法での個人データの取扱い。ただし、その追加情報は個別に保存され、適切な技術的および組織的対策に従うものとします。

完全性 (GDPR 第 32 条第 1 項(b))

- データ移転に関する制御

電子的な転送または移動によるデータの不正な読み取り、コピー、変更、または削除は禁止されています。例: 暗号化、仮想プライベートネットワーク (VPN)、電子署名、および

- データ入力制御

個人データがデータ処理システムに入力されたかどうか、および誰によって入力されたかの検証が変更または削除される。例: ロギング (記録)、ドキュメント管理。

可用性及び回復性 (GDPR 第 32 条 1 項(b))

- 可用性制御

偶発的、または故意の破壊または喪失の防止。例: バックアップ戦略 (オンライン/オフライン、オンサイト/オフサイト)、無停電電源装置 (UPS)、ウイルス対策、ファイアウォール、報告手順、緊急時対応計画、および

- 迅速な復旧（GDPR第32条第1項(c)）

定期的なテスト、評価および評価の手続き（GDPR 第 32 条第 1 項(d)、GDPR 第 25 条第 1 項）

- データ保護管理
- インシデント対応管理
- データ保護バイデザインおよびデータ保護バイデフォルト（GDPR第25条第1項）
- 命令または契約による制御、および
- GDPR第28条に基づき、お客様からの該当する指示なくして、第三者がデータを取り扱うことの禁止。
例: 明瞭で明確な契約上の取り決め、正式な注文管理、サービスプロバイダーの選択に関する厳格な管理、事前評価の義務、監督上のフォローアップチェック。

安全管理措置

1. データ輸入者/副処理者は業界基準に従って、セキュリティプログラムを実施し、維持するものとします。
2. より具体的には、データ輸入者/副処理者のセキュリティプログラムには以下が含まれるものとします：

取扱い領域のアクセス制御

データ輸入者/副処理者は、許可なき者が個人データが取扱われるまたは使用されるデータ処理装置（すなわち、電話、データベース、アプリケーションサーバーおよび関連ハードウェア）にアクセスするのを防ぐため、以下を含む適切な措置を講じます。

- セキュリティ領域の確立
- アクセスパスの保護および制限
- 各記録を含めて、従業員および第三者に対するアクセス許可の確立
- 個人データがホストされているデータセンターへのすべてのアクセスをログに記録、監視、追跡、および
- 個人データがホストされているデータセンターを警報システム、およびその他の適切な安全管理措置で保護。

データ処理システムへのアクセス制御

データ輸入者/副処理者は、許可なき者がデータ処理システムを使用するのを防ぐため、以下を含む適切な措置を講じます。

- 適切な暗号化技術の使用
- データ輸入者/副処理者のシステムおよびデータ処理システムを使用する、端末および/または端末ユーザーの識別
- アイドル状態のままにした場合のユーザー端末の自動一時ロックアウト、再開に必要なIDとパスワード
- 誤ったパスワードが複数入力された場合のユーザーIDの自動一時ロックアウト、イベントログファイ

ル、侵入試行の監視（アラート）、および

- データコンテンツへのすべてのアクセスの記録、監視および追跡。

データ処理システムの特定領域の使用に関するアクセス制御

データ輸入者/副処理者は、そのデータ処理システムを使用する資格のある者が、各々のアクセス許可（承認）に適用される範囲内および当てはまる範囲においてのみデータにアクセスでき、また、個人データの読み取り、コピー、変更または削除を許可なく行うことはできないことを約束します。これは、以下を含むさまざまな措置によって実現されるものとします。

- 各従業員の個人データへのアクセス権に関する従業員のための方針およびトレーニング
- 個人データを消去、追加、または変更する個人に関する監視能力
- 差別化したアクセス権および役割の割り当てを含む、許可された者だけへのデータのリリース、および
- 適切な暗号化技術の使用、および
- ファイル管理、データの破棄に関する管理および文書化

可用性制御

データ輸入者/副処理者は、個人データを偶発的な破壊または喪失から保護することを保証するために、以下を含む適切な措置を講じます。

- インフラ冗長化、および
- プライマリ（一次）システムに障害が起きた場合のバックアップの代替サイトへの保存および復旧

送信制御

データ輸入者/副処理者は、個人データの送信中またはデータメディア（媒体）の輸送中に、許可なき第三者が個人データの読み取り、コピー、変更、削除を行うことを防ぐため、適切な措置を講じます。これは、以下を含むさまざまな措置によって実現されます。

- データが移動するゲートウェイおよびパイプラインを保護するための適切なファイヤーウォール、VPN、暗号化技術を使用、および
- 可能な限り、すべてのデータ送信を記録、監視、追跡。

入力制御

データ輸入者/副処理者は、以下を含む適切な入力制御措置を講じます。

- データの入力、読み取り、改変、および消去の承認に関する方針
- 許可された要員の認証
- メモリへのデータ入力、保存データの読み取り、改変および消去に関する保護措置
- 一意の認証資格情報またはコード（パスワード）の利用
- データ処理施設（コンピューターハードウェアおよび関連機器を収容する部屋）への入り口が施錠されたままになっていることが条件
- 長時間使用されていないユーザーセッションの自動ログオフ

- データ輸入者/副処理者の組織内で確立された入力認証の証明、および
- 入力の電子記録。

さまざまな目的のための取扱いの分離

データ入力者/副処理者は、以下を含むさまざまな目的で収集されたデータが個別に取り扱われるように適切な措置を講じます。

- 該当ユーザーのアプリケーションセキュリティによって、データへのアクセスを分離します。
- データ入力者/副処理者のデータベース内の構成要素は、どのデータがどの目的で使用されるか、つまり機能性と機能によって分かれます。
- データベースレベルでは、データは、個々のデータベースにのみアクセスする資格情報で、顧客ごとに分けられたデータベースに保存されます。
- また、インターフェース、バッチ処理、およびレポートは特定の目的と機能のみを目的として設計されているため、特定の目的で収集されたデータは個別に取り扱われます。

文書化

データ入力者/副処理者は、監査の場合および証拠の保存のために、技術的および組織的措置の文書を保管するものとします。データ入力者/副処理者は、それにより雇用されている者、および関係する職場の他の者が、本スケジュール2に定められた技術的および組織的措置を確実に認識して遵守するように合理的措置を講じるものとします。

監視

データ入力者/副処理者は、そのシステム管理者へのアクセス制限を監視し、同管理者が、確実に受け取った指示に従って活動を行うように適切な措置を講じるものとします。これは、以下のようなさまざまな措置によって実現されます。

- システム管理者の個別の任命
- システム管理者のアクセスログをインフラに登録し、それらを少なくとも6カ月間、安全で正確かつ変更されないように保つための適切な措置の採用
- 割り当てられたタスク、データ入力者/副処理者が受け取った指示、および適用法への遵守を評価するためのシステム管理者の活動に関する年次監査
- システム管理者の識別情報（氏名、職務、組織部門など）と割り当てられたタスクを含む最新の一覧を保持し、請求に応じてデータ輸出者に迅速に提供すること。

スケジュール 3: 副処理者

データ管理者は、EXA がメンバーである WiseTech Global Limited の企業グループを通じて、以下の副処理者の使用を許可しています。

企業	住所	サービスの記述	取扱い期間
以下の内部副処理者データセンターの表に記載されているデータ輸入者の関連会社	以下の内部副処理者データセンターの表を参照	データセンター	メンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約の期間、およびデータ輸出者のデータベースの破壊が完了するまで。
Microsoft Ireland Operations Limited Microsoft Pty Ltd	C/o Microsoft Operations Pte Ltd Dept. 551, Volume Licensing, 82 Cecil Street, #13-01 Fraser Tower, Singapore 069547 Republic of Singapore 1 Epping Road, North Ryde NSW 2113, Australia	Exchange - Eメール SharePoint - コラボレーションツール Microsoft Teams - コラボレーションツール Defender ATP - 脅威防止 Azure - IaaS、PaaS、SaaS	メンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約の期間、およびデータ輸出者のデータベースの破壊が完了するまで。
Proofpoint Inc.	892 Ross Drive, Sunnyvale, CA 94085, USA	Eメールフィルタリング/検疫	メンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約の期間、およびデータ輸出者のデータベースの破壊が完了するまで。ただし、特定のEメールの保持期間は、検疫された各Eメールの受信後2週間。
Iron Mountain Australian Group Pty Ltd	オーストラリア本社 465 Plummer St, Port Melbourne VIC 3207	オフサイトストレージ (遠隔地保管)	メンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約の期間、およびその後に必要な保持期間の満了まで。
Aryaka Networks, Inc.	1800 Gateway Drive, Suite 200, San Mateo, CA 94404, USA	公共インターネットにわたるネットワークアクセラレーションサービス	メンテナンスおよびライセンス契約と製品およびサービス契約の期間、およびデータ輸出者のデータベースの破壊が完了するまで。

内部副処理者

会社名	国	住所
WiseTech Global Limited	オーストラリア	Unit 3a, 72 O’Riordan Street, Alexandria NSW, Australia
WiseTech Global (US) Inc.	アメリカ合衆国	1051 East Woodfield Road, Schaumburg IL 60173, USA
CargoWise GmbH	ドイツ	c/o Softship GmbH, Notkestraße 13-15, 22607, Hamburg, Germany

スケジュール 4: 標準契約条項

(構成要素 2: 管理者から処理者への移転)

第 1 章

第 1 条

目的および適用範囲

- (a) 本標準契約条項の目的は、個人データの第三国への移転のために、個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、および、そのデータの自由な移転に関する、ならびに、欧州議会および理事会の2016年4月27日の規則(EU) 2016/679（一般データ保護規則）の要件を確実に遵守することである。
- (b) 当事者:
- 附属書I.Aに列挙されているとおり、個人データを移転する自然人もしくは法人、公的機関、機関、その他の機関（以下「法人」という。）（以下各「データ輸出者」という。）、および
 - 附属書I.Aに記載されているとおり、データ輸出者から個人データを直接または間接的に本条項の当事者でもある別の法人を介して受け取る第三国にある法人（以下各「データ輸入者」という。）
- は、これらの標準契約条項（以下「本条項」という。）に合意した。
- (c) 本条項は、附属書1.B.において規定される個人データの移転に関して適用される。
- (d) 附属書を含む本条項の付録は本条項の重要部分を構成する。

第 2 条

本条項の効力および不変性

- (a) 本条項は、適切な構成要素を選択するか、または、本付録の情報を追加もしくは更新する場合を除き、本条項が変更されない限り、規則（EU）2016/679の第46条第1項および第46条第2項(c)に従い、強制力のあるデータ主体の権利および効果的な法的救済を含む適切な保護措置を定め、ならびに、管理者から処理者への、および/または処理者から処理者へのデータ移転に関しては規則（EU）2016/679の第28条第7項に従って標準契約条項を定めている。これは、本条項に直接的又は間接的に矛盾しない限り、また、データ主体の基本的な権利又は自由を侵害しない限り、当事者が本条項に規定された標準契約条項をより広範囲の内容の契約に含めること、および/または、他の条項もしくは追加の保護措置を追加することを妨げるものではない。
- (b) 本条項は、規則（EU）2016/679に基づいてデータ輸出者が従う義務に影響を及ぼすものではない。

第 3 条

第三者受益者

- (a) データ主体は、以下の場合を除き、第三者受益者として、データ輸出者および/またはデータ輸入者に対して本条項に基づく権利を行使することができる。
- i. 第1条、第2条、第3条、第6条、第7条
 - ii. 第8.1条(b)号、第8.9条の(a)号、(c)号、(d)号および(e)号
 - iii. 第9条の(a)号、(c)号、(d)号および(e)号
 - iv. 第12条の(a)号、(d)号および(f)号
 - v. 第13条
 - vi. 第15.1条の(c)号、(d)号および(e)号
 - vii. 第16条(e)号
 - viii. 第18条の(a)号および(b)号
- (b) (a)号は、規則（EU）2016/679に基づくデータ主体の権利に影響を及ぼすものではない。

第4条

解釈

- (a) 本条項が規則（EU）2016/679で定義されている用語を使用している場合、それらの用語は同規則と同じ意味を有するものとする。
- (b) 本条項は、規則（EU）2016/679の規定に照らして読まれ、また、解釈されるものとする。
- (c) 本条項は、規則（EU）2016/679に規定されている権利および義務と矛盾する方法で解釈されないものとする。

第5条

序列

本条項と、本条項が合意またはその後締結された時点で存在する両当事者間の関連する合意の規定との間に矛盾がある場合は、本条項が優先するものとする。

第6条

移転の記述

移転の詳細、特に移転される個人データの種類と移転の目的は、附属書 I.B に規定されるものとする。

第7条 - オプション

結合条項

(意図的に空白のまま)

第2章 - 当事者の義務

第 8 条

データの保護措置

データ輸出者は、データ輸入者が適切な技術的および組織的措置を実施することにより、本条項に基づく義務を履行できるかどうかを判断するために合理的な努力を尽くしたことを保証する。

8.1. 指図

- (a) データ輸入者は、データ輸出者から文書化された指示に基づいてのみ個人データを取り扱うものとする。データ輸出者は、契約期間中、かかる指示を与えることができる。
- (b) データ輸入者は、当該指図に従えない場合、データ輸出者に直ちに通知するものとする。

8.2. 目的の制限

データ輸入者は、データ輸出者からの更なる指示がない限り、附属書 I.B に記載されているとおり、移転の特定の目的のためにのみ個人データを取り扱うものとする。

8.3. 透明性

(データ主体の) 請求に応じて、データ輸出者は、両当事者が記載した附属書を含む本条項のコピーをデータ主体が無料で利用できるようにするものとする。附属書 II に記載されている措置及び個人データを含む、企業秘密またはその他の機密情報を保護するために必要な範囲内で、データ輸出者は、コピーを共有する前に、本条項の付録の内容を編集することができるが、データ主体が内容を理解でき、自身の権利を行使できるように十分な内容の要約を提供するものとする。(データ主体の) 請求に応じて両当事者は、編集後の情報を明らかにすることなく、可能な範囲で、編集をした理由をデータ主体に提供するものとする。本条項は、規則 (EU) 2016/679 の第 13 条および第 14 条に基づくデータ輸出者の義務に影響を及ぼすものではない。

8.4. 正確性

データ輸入者は、受領した個人データが不正確である、または古くなっていることに気付いた場合には、遅滞なくデータ輸出者に通知するものとする。この場合、データ輸入者はデータ輸出者と協力して当該データを消去または修正するものとする。

8.5. 取扱い期間およびデータの消去または返還

データ輸入者による取扱いは、附属書 I.B に規定されている期間のみに行われるものとする。処理サービスの提供が終了した後、データ輸入者は、データ輸出者の選択に従い、データ輸出者に代わって取り扱ったすべての個人データを消去し、データ輸出者にそれを行ったことを証明するか、または、データ輸出者に代わって取り扱ったすべての個人データをデータ輸出者に返還し、既存のコピーを消去する。データ輸入者は、当該データが消去または返還されるまで、確実に本条項の遵守を継続するものとする。データ輸入者に適用される現地法が個人データの返還又は消去を禁じている場合には、データ輸入者は、本条項を遵守することを確保し続けることを保証し、当該現地法で要求される範囲で、必要な期間内においてのみ当該個人データを取り扱う。これは、第 14 条 (a) 号の要件に準拠していない法律または慣行の対象である、または対象となったと信じる理由がある場合に、第 14 条、とりわけ契約期間を通じてデータ輸出者に通知するという、第 14 条 (e) 号のデータ輸入者の要件に影響を及ぼすものではない。

8.6. 取扱いの安全性

- (a) データ輸入者および個人データを送信中のデータ輸出者は、当該データの偶発的または違法な破壊、紛失、改変、不正な開示またはアクセス（以下「個人データ侵害」という。）につながるセキュリティ違反に対する保護を含む、個人データのセキュリティを確保するための適切な技術的および組織的措置を実施するものとする。適切なレベルの安全性を評価する際には、両当事者は、技術の最新性、導入にあたってのコスト、取扱いの性質、範囲、過程、目的、およびデータ主体の取扱いに伴うリスクを十分に考慮するものとする。両当事者は、取扱いの目的がそのような態様で充足されうる場合においては、送信中を含め、とりわけ、暗号化または仮名化に頼ることを検討するものとする。仮名化の場合、個人データが特定のデータ主体に属するための追加情報は、可能であれば、専らデータ輸出者の管理下に留まるものとする。本項に基づく義務を遵守するにあたり、データ輸入者は、少なくとも附属書IIに規定された技術的および組織的措置を実施するものとする。データ輸入者は、これらの措置が適切なレベルの安全性を提供し続けることを保証するために定期的な検査を行うものとする。
- (b) データ輸入者は、契約の実施、管理、および監視に厳密に必要な範囲でのみ、当該担当者に個人データへのアクセスを許可するものとする。データ輸入者は、個人データの取扱いを許可された者が守秘義務を負っている、または適切な法定の守秘義務を負っていることを保証するものとする。
- (c) 本条項のデータ輸入者が取り扱う個人データに関する個人データの侵害が発生した場合、データ輸入者は、その悪影響を軽減するための措置を含め、当該侵害に対処するための適切な措置を講じるものとする。また、データ輸入者は、侵害に気付いた後、遅滞なくデータ輸出者に通知するものとする。かかる通知には、より多くの情報を入手できる連絡先の詳細、侵害の性質の説明（可能な場合は、関連するデータ主体と個人データの記録の種類と概数を含む）、その起こり得る結果、および講じた措置または、該当する場合には、起こり得る悪影響を軽減するための措置を含め、侵害に対処するために講じられた、または提案された措置が含まれるものとする。すべての情報を同時に提供することが不可能な場合、最初の通知にはその時点で入手可能な情報が、その後入手可能になった時点で追加情報が遅滞なく提供されるものとする。
- (d) データ輸入者は、データ輸出者が規則（EU）2016/679に基づく義務を遵守できるようにするために、データ輸出者と協力し、支援するものとする。特に、取扱いの性質およびデータ輸入者が利用できる情報を考慮に入れて、管轄の監督当局および影響を受けるデータ主体に通知するものとする。

8.7. 機密データ

データの移転に、人種的または民族的起源、政治的見解、宗教的または哲学的信条、または労働組合への加入を明らかにする個人データ、自然人を一意に識別するための遺伝子データまたは生体認証データ、または健康人の性生活あるいは性的指向に関するデータ、あるいは刑事上の有罪判決および犯罪行為に関連するデータ（以下「機密データ」という。）が含まれる場合は、データ輸入者は、附属書 I.B に記載されている特定の制限および/または追加の保護措置を適用するものとする。

8.8. 転送

データ輸入者は、データ輸出者からの文書化された指示に基づいてのみ、第三者に個人データを開示するものとする。さらに、個人データが欧州連合の域外（データ輸入者と同じ国または別の第三国、以下「転送」とい

う。)にある第三者に開示できるのは、適切な構成要素の下で、第三者が本条項に拘束されている、または拘束されることに同意している場合、または以下のいずれかの場合にのみである。

- i. 当該転送が、転送について規定している規則 (EU) 2016/679の第45条に基づく十分性認定による利益を享受している国への転送であること。
- ii. それ以外の場合、第三者が、当該取扱いに関して、規則 (EU) 2016/679第46条または第47条に従って適切な保護措置を確保している場合であること。
- iii. 特定の行政、規制、または司法手続きの過程において、法的請求の確立、行使、または弁護のために転送が必要である、または
- iv. 当該データ主体または他の自然人の重大な利益を保護するために転送が必要である場合。

いずれの転送においても、データ輸入者による、本条項に基づく他のすべての保護措置、特に目的の制限を遵守することが求められる。

8.9. 記録と本条項の遵守

- (a) データ輸入者は、本条項に基づく取扱いに関連するデータ輸出者からの問い合わせに迅速かつ適切に対処するものとする。
- (b) 両当事者は、本条項の遵守を実証できるものとする。特に、データ輸入者は、データ輸出者に代わって行われた取扱い活動についての適切な記録を保管するものとする。
- (c) データ輸入者は、データ輸出者に対して本条項に定められた義務を遵守していることを実証するために必要なすべての情報を開示するとともに、データ輸出者の請求に応じて、妥当な間隔で、または、遵守違反の兆候がある場合に、本条項の対象となる取扱い活動の監査を承認し、それに寄与するものとする。データ輸出者は、見直しまたは監査を決定する際に、データ輸入者が保有する関連する認証を考慮に入れる場合がある。
- (d) データ輸出者は、独自に監査を実施するか、独立監査人を任命するかを選択することができる。監査には、データ輸入者の施設または物理的施設での検査が含まれる場合があり、必要に応じて、適切な通知をもって実施されるものとする。
- (e) 両当事者は、監査の結果を含め、(b)号および(c)号で言及されている情報を、請求に応じて管轄の監督当局が利用できるようにするものとする。

第9条

副処理者の利用

- (a) データ輸入者は、合意したリストにより、副処理者の関与に関するデータ輸出者の全般的な許可を得ている。データ輸入者は、副処理者の追加または交代による当該リストへの変更の予定を、少なくとも10日以内に事前に書面でデータ輸出者に具体的に通知するものとする。それによって、当該副処理者が関与する前に、データ輸出者に対し、異議を申し立てるのに十分な時間を与えるものとする。データ輸入者は、データ輸出者が異議を申し立てる権利を行使できるようにするために必要な情報をデータ輸出者に提供するものとする。
- (b) データ輸入者が（データ輸出者に代わって）特定の取扱い活動を実行するために副処理者を使用する場合、当該データ輸入者は、データ主体に対する第三者受益者の権利の観点を含め、本条項に基づいてデータ輸入者を拘束するものと実質的に同じデータ保護を規定する書面による契約を

当該副処理者と締結することによってこれを行うものとする。両当事者は、本条項を遵守することにより、データ輸入者が第8.8条に基づく義務を履行することに合意する。データ輸入者は、副処理者が本条項に従って、データ輸入者が従う義務を遵守することを保証するものとする。

- (c) データ輸入者は、データ輸出者の請求に応じて、そのような副処理者との間の契約のコピーと、その後のすべての修正についてもデータ輸出者に提供するものとする。個人データを含む企業秘密またはその他の機密情報を保護するために必要な範囲で、データ輸入者はコピーを共有する前に契約書のテキストを編集することができる。
- (d) データ輸入者は、データ輸入者との間の契約に基づく副処理者の義務の履行について、データ輸出者に対して引き続き完全な責任を負うものとする。データ輸入者は、副処理者が当該契約に基づく義務を履行できなかった場合は、データ輸出者に通知するものとする。
- (e) データ輸入者は、第三者受益者条項を副処理者と合意するものとする。これにより、データ輸入者が事実上消滅した場合、法律上存在しなくなった場合、または倒産した場合に、データ輸出者は副処理者契約を解除し、副処理者に対して個人データを消去または返還するよう指示する権利を有するものとする。

第 10 条

データ主体の権利

- (a) データ輸入者は、データ主体から受け取った請求について、データ輸出者に迅速に通知するものとする。データ輸出者によって許可されない限り、当該請求に対応しないものとする。
- (b) データ輸入者は、規則（EU）2016/679に基づく権利の行使に関するデータ主体の請求に対応する義務を果たす上で、データ輸出者を支援するものとする。これに関して、両当事者は、当該支援が提供される取扱いの性質、ならびに範囲および必要な支援の範囲を考慮して、附属書IIに適切な技術的および組織的措置を定めるものとする。
- (c) (a)号および(b)号に基づく義務を履行するにあたり、データ輸入者はデータ輸出者からの指示に従うものとする。

第 11 条

救済

- (a) データ輸入者は、苦情を取り扱う権限を与えられた連絡先について、個別の通知またはそのウェブサイトを通じて、透明性があり、容易にアクセスできる形式でデータ主体に通知するものとする。データ輸入者は、データ主体から受け取った苦情に迅速に対処するものとする。
- (b) 本条項の遵守に関してデータ主体と当事者の一方との間で紛争が発生した場合、当該当事者は、問題を友好的に適時に解決するために最善の努力を尽くすものとする。両当事者は、当該紛争について常に相互に通知し、必要に応じて解決に協力するものとする。
- (c) データ主体が第3条に従い、第三者受益者の権利を行使する場合、データ輸入者は以下の条件でデータ主体の決定を受け入れるものとする。
 - v. 常居所または職場のある加盟国の監督当局、または第13条に基づく管轄の監督当局に苦情を申し立てること。

- vi. 第18条に従い、当該の紛争を管轄裁判所に付託すること。
- (d) 両当事者は、データ主体が規則（EU）2016/679第80条第1項に定められた条件の下で、非営利団体、組織、または協会によって代表されることがあることに合意する。
- (e) データ輸入者は、適用されるEUまたは加盟国の法律に基づく拘束力のある決定に従うものとする。
- (f) データ輸入者は、データ主体による選択が、適用法に従って救済を求める当該データ主体の実体上および手続き上の権利を害することはないことに合意する。

第 12 条

法的責任

- (a) 各当事者は、本条項の違反により他方当事者に生じた損害について、他方当事者に対して責任を負うものとする。
- (b) データ輸入者はデータ主体に対して責任を負い、データ主体は、本条項に基づく第三者受益者の権利の侵害により、データ輸入者またはその副処理者がデータ主体に対して引き起こした有形または無形の損害について賠償を受ける権利を有するものとする。
- (c) (b)号に関わらず、データ輸出者はデータ主体に対して責任を負い、データ主体は、データ輸出者またはデータ輸入者（または副処理者）が当該データ主体に対して、本条項に基づく第三者受益者の権利を侵害したことによる有形または無形の損害に関して賠償を受ける権利を有するものとする。これは、適用される規則(EU) 2016/679 または規則(EU) 2018/1725に基づくデータ輸出者の責任、およびデータ輸出者が管理者に代わって処理者となっている場合は、当該管理者の責任に影響を及ぼすものではありません。
- (d) 両当事者は、データ輸出者が(c)号に基づいて、データ輸入者（またはその副処理者）によって引き起こされた損害について責任を問われる場合、データ輸出者が、データ輸入者に対して、データ輸入者の損害賠償責任に応じた賠償を請求する権利を有することに合意する。
- (e) 本条項の違反に起因してデータ主体に生じた損害について複数の当事者が責任を負う場合、すべての責任のある当事者は連帯して責任を負うものとし、当該データ主体はこれらのいずれの当事者に対しても訴えを提起する権利を有する。
- (f) 両当事者は、一方の当事者が(e)号に基づいて責任を問われる場合、当該当事者が他方当事者に対して、他方当事者の損害賠償責任に応じた賠償を請求する権利を有することに合意する。
- (g) データ輸入者は、自らの責任を回避するために副処理者に責任を転嫁することはできない。

第 13 条

監督

- (a) [データ輸出者がEU加盟国内に設立されている場合:]データ移転に関してデータ輸出者による規則(EU) 2016/679への準拠を確保する責任を負う監督機関は、附属書ICに規定されているとおり、管轄の監督当局としての役割を担うものとする。
[データ輸出者がEU加盟国内に設立されていないものの、規則(EU) 2016/679第3条第2項に基づき規則(EU) 2016/679の地理的適用範囲内にあり、規則(EU) 2016/679第27条第1項に基づき代理人

を選任している場合：]附属書I.Cに規定されているとおり、規則（EU）2016/679の第27条第1項の意味の範囲内で代表者が設立された加盟国の監督当局は、管轄の監督当局として役割を担うものとする。

[データ輸出者がEU加盟国に設立されていないものの、第3条第2項に従って規則（EU）2016/679の地理的適用範囲内にある場合、ただし、規則（EU）2016/679第27条第2項に基づき代表者を任命する必要がない場合：]附属書I.Cに規定されているとおり、商品またはサービスの提供に関連して本条項に基づいて個人データが移転される、または行動が監視されるデータ主体が所在する加盟国の一つの監督当局が、管轄監督当局としての役割を担うものとする。

- (b) データ輸入者は、本条項の遵守を確保することを目的とした手続きにおいて、管轄監督機関の管轄に従い、協力することに同意する。とりわけ、データ輸入者は、取り調べに応じ、監査に対応し、是正措置及び補償措置等、監督当局が採用した措置を遵守することに同意する。データ輸入者は、当該の必要な措置が講じられたことを当該監督当局に対し書面で提供するものとする。

第3章- 現地法および公的機関が開示請求してきた場合の義務

第14条

本条項の遵守に影響を与える現地法および慣行

- (a) 両当事者は、データ輸入者による個人データの取扱いに適用される移転先の第三国の法律および慣行が、個人データの開示要件または公的機関によるアクセスを許可する措置を含め、データ輸入者を本条項に基づく義務を履行することから妨げると信じるに足りる根拠がないことを保証する。これは、基本的権利および自由の本質を尊重し、規則（EU）2016/679第23条第1項に列挙されている目的の一つを保護するために民主主義社会で必要かつ相応な範囲を超えない法律および慣行が本条項と矛盾しないとの考え方に基づくものである。
- (b) 両当事者は、(a)号の保証を提供する際に、特に以下の要素を十分に考慮していることを誓約する。
- i. 取扱いの連鎖の長さ、関与する登場人物の数、使用される移転経路など、移転の特定の状況、意図された転送、受領者の種類、取扱いの目的、移転された個人データの種類及び形式、移転が発生する経済分野、移転されたデータの保存場所。
 - ii. データを公的機関に開示すること、または公的機関によるアクセスを許可することを請求するものを含む、特定の移転の状況ならびに適用される制限および保護措置¹²の観点で関連する移転先の第三国の法律および慣行。
 - iii. 移転中および移転先の国の個人データの取扱いに適用される措置を含む、本条項に基づく保護措置を補足するために実施された関連する契約上、技術的または組織的保護措置。
- (c) データ輸入者は、(b)号に基づく評価を実施するにあたり、データ輸出者に関連情報を提供するために最善の努力を尽くすこと、および、本条項の遵守を確保するためにデータ輸出者と引き続き協力することに同意することを保証する。
- (d) 両当事者は、(b)号に基づいて評価を文書化し、管轄の監督当局の請求がある場合には当該監督当局が利用できるようにすることに合意する。

- (e) データ輸入者は、本条項を締結した後、契約期間中、第三国の法律の改正または(a)号の要件に適合しない当該法律の実際の適用による措置（開示請求など）に従うことなど、(a)号の要件に準拠していない法律または慣行の対象である、または対象となったと考える場合、データ輸出者に直ちに通知することに合意する。
- (f) (e)号に基づく通知があった場合、または、データ輸出者が、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行できなくなったと信じるに足りる根拠がある場合、データ輸出者は状況に対処するためにデータ輸出者および/またはデータ輸入者が採用する適切な措置（例えば、安全性および機密性を確保するための技術的または組織的措置）を迅速に特定するものとする。データ輸出者は、個人データの移転に関して適切な保護措置が確保できないと判断した場合、または管轄の監督当局から指示された場合、個人データの移転を一時停止するものとする。この場合、データ輸出者は、本条項に基づく個人データの取扱いに関する限り本契約を解除する権利を有するものとする。本契約に3者以上の当事者が関与する場合、データ輸出者は、両当事者が別段の合意をしない限り、当該当事者に関してのみ、契約解除の権利を行使することができる。本条項に従って契約が解除する場合、本条項第16条(d)号及び(e)号が適用されるものとする。

第 15 条

公的機関が開示請求をしてきた場合のデータ輸入者の義務

15.1. 通知

- (a) データ輸入者は、以下の各場合に、データ輸出者、および可能であればデータ主体（必要に応じてデータ輸出者の協力を得て）に迅速に通知することに同意する。
 - i. 本条項に従って移転された個人データの開示について、移転先の国の法律に基づいて司法当局を含む公的機関から法的拘束力のある請求を受け取った場合。この場合の通知には、当該公的機関から請求された個人データ、請求した公的機関、請求の法的根拠、および公的機関に提供した回答に関する情報が含まれるものとする、または
 - ii. 移転先の国の法律に基づいて本条項に従って移転された個人データに公的機関が直接アクセスしたことを認識した場合。この場合の通知には、データ輸入者が入手できるすべての情報が含まれるものとする。
- (b) データ輸入者がデータ輸出者および/またはデータ主体に通知することが個人データの移転先の国の法律により禁止されている場合、データ輸入者は、可能な限り多くの情報を可能な限り早く伝達する目的で、当該禁止の免除を得るために最善の努力を尽くすことに同意する。データ輸入者は、データ輸出者の請求に応じてそれらを実証するために、その努力を文書化することに同意する。
- (c) データ輸入者は、個人データの移転先の国の法律で許容される範囲内で、本契約期間中定期的に、受け取った請求に関する可能な限り多くの関連情報（特に請求の数、請求されたデータの種類、請求している公的機関、請求に対して異議を申し立てたか、申し立てた場合の結果等）をデータ輸出者に提供することに同意する。
- (d) データ輸入者は、契約期間中、(a)号から(c)号までに従って情報を保存し、請求に応じて、当該の監督当局が利用できるようにすることに同意する。
- (e) (a)号から(c)号までは、第14条(e)号および第16条に基づく、データ輸入者が本条項を遵守できない場合に直ちにデータ輸出者に通知する義務に影響を及ぼすものではない。

15.2. 合法性とデータ最小化の見直し

- (a) データ輸入者は、開示請求の合法性、特に当該開示の請求が請求している公的機関に付与された権限の範囲内にあるかどうかを確認し、慎重な評価の結果、個人データの移転先の国の法律、国際法および国際礼譲の原則に基づいて適用される義務に準拠して、当該請求が違法であると考えられる合理的根拠があると結論付けた場合には、開示請求に異議を申し立てることに同意する。データ輸入者は、同じ条件の下で、訴えの提起の可能性を検討する。データ輸入者は、開示請求に異議を申し立てる場合、管轄の司法当局が本案を決定するまで請求の効力を停止することを目的として、暫定措置を講じるものとする。開示請求された個人データは、適用される手続きに関する規則に基づいて請求されるまで開示しないものとする。これらの要件は、第14条(e)に基づくデータ輸入者の義務に影響を及ぼすものではない。
- (b) データ輸入者は、その法的評価および開示請求に対する異議申し立てを文書化し、個人データの移転先の国の法律で許容される範囲内で、データ輸出者が利用できるようにすることに同意する。また、管轄の監督当局の請求に応じて、当該監督機関が利用できるようにするものとする。
- (c) データ輸入者は、開示請求の合理的な解釈に基づいて、開示請求に応答する際に許容される最小限の情報を提供することに同意する。

第4章-最終条項

第16条

本条項の不遵守および解除

- (a) データ輸入者は、何らかの理由で本条項に準拠できない場合、データ輸出者に迅速に通知するものとする。
- (b) データ輸入者が本条項に違反している場合、または本条項を遵守できない場合、データ輸出者は、本条項の遵守が再度確保されるか、本契約が解除されるまで、データ輸入者への個人データの移転を一時停止するものとする。これは、第14条(f)号に影響を及ぼすものではない。
- (c) データ輸出者は、以下のいずれかに該当する場合、本条項に基づく個人データの取扱いに関する限り、本契約を解除する権利を有するものとする。
 - i. データ輸出者が(b)号に従ってデータ輸入者への個人データの移転を一時停止し、かつ、本条項の遵守が合理的な時間内に、いかなる場合でも停止後1カ月以内に回復されない場合
 - ii. データ輸入者が本条項に実質的または継続的に違反している場合
 - iii. データ輸入者が、本条項に基づく義務に関して、管轄裁判所または管轄監督当局の拘束力のある決定に従わない場合。

これらの場合、管轄の監督当局にかかる違反を通知するものとする。本契約に3者以上の当事者が関与する場合、データ輸出者は、両当事者が別段の合意をしない限り、当該当事者に関するのみ、解除の権利を行使することができる。

- (d) (c)号に従い本契約の解除前に既に移転された個人データは、データ輸出者の判断による選択で、直ちにデータ輸出者に返還されるか、または、完全に消去されるものとする。同様のことがデータのコピーについても適用されるものとする。データ輸入者は、データの消去をデータ輸出者に

証明するものとする。データ輸入者は、当該データが消去または返還されるまで、確実に本条項の遵守を継続するものとする。移転された個人データの返還又は消去を禁止するデータ輸入者に適用される現地法の場合、データ輸入者は、本条項への準拠を引き続き保証し、当該現地法で要求される範囲及び期間のみデータを取り扱うことを保証する。

- (e) いずれの当事者も、(i)欧州委員会が、本条項が適用される個人データの移転を対象とする規則(EU)2016/679第45条第3項に基づく決定を採択した場合、または(ii)規則(EU) 2016/679が、個人データの移転先の国の法的枠組みの一部になる場合には、本条項に拘束される合意を取り消すことができる。これは、規則(EU) 2016/679に基づく問題の取扱いに適用される他の義務に影響を及ぼすものではない。

第 17 条

準拠法

本条項は、EU 加盟国のいずれかの法律に準拠するものとする。ただし、当該法律で第三者受益者の権利が認められている場合に限る。両当事者は、これがドイツのハンブルク法であることに合意する。

第 18 条

フォーラムと管轄の選択

- (a) 本条項から生じる紛争は、EU加盟国の裁判所によって解決されるものとする。
- (b) 両当事者は、それらがドイツのハンブルクの裁判所となることに合意する。
- (c) データ主体は、データ輸出者および/またはデータ輸入者に対して、常居所がある加盟国の裁判所に訴訟を提起することもできる。
- (d) 両当事者は、かかる裁判所の管轄権に従うことに合意するものとする。

1 データ輸出者が、EU の機関または組織のために管理者として行動する規則 (EU) 2016/679 の対象となる処理者である場合、規則 (EU) 2016 /679 の対象とならない別の処理者 (副処理者) と契約する場合に本条項に依拠することは、EU の機関、組織、庁、局による個人データの取扱いに関する自然人の保護およびかかるデータの自由な移動に関する、および廃止する規則(EC) No 45/2001 及び決定 No1247/2002/ EC (2018 年 11 月 21 日、OJ L 295、39 頁) に関する、2018 年 10 月 23 日付欧州議会および理事会の規則 (EU) 2018/1725 の第 29 条第 4 項の遵守を確実にするものである。ただし、本条項および、規則(EU)2018/1725 の第 29 条第 3 項に基づく管理者と処理者の間の契約または他の法的行為に定められたデータ保護の義務が整合している範囲のものとする。これは特に、管理者および処理者が決定 2021/915 に含まれる標準契約条項に依拠している場合に当てはまる。

2 このことは、規則 (EU) 2016/679 の前文 26 に従って、個人がいかなる者によってもはや識別不能で、このプロセスが不可逆的なかたちで、データを匿名にすることが求められる。

3 欧州経済領域に関する協定 (EEA 協定) は、欧州連合の内部市場をアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの 3 つの EEA 国に拡大することを規定している。規則(EU)2016/679 を含む EU のデータ保護法は、EEA 協定の対象

であり、その附属書 XI に組み込まれている。したがって、データ輸入者による EEA 内の第三者への開示は、本条項の目的のための転送としては認められない。

4 欧州経済領域に関する協定（EEA 協定）は、欧州連合の内部市場をアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの 3 つの EEA 国に拡大することを規定している。規則(EU)2016/679 を含む EU のデータ保護法は、EEA 協定の対象であり、その附属書 XI に組み込まれている。したがって、データ輸入者による EEA 内の第三者への開示は、本条項の目的のための転送としては認められない。

5 規則(EU)2016/679 第 28 条第 4 項及び管理者が EU の機関または組織の場合は規則(EU)2018/1725 第 29 条第 4 項を参照のこと。

6 欧州経済領域に関する協定（EEA 協定）は、欧州連合の内部市場をアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの 3 つの EEA 国に拡大することを規定している。規則(EU)2016/679 を含む EU のデータ保護法は、EEA 協定の対象であり、その附属書 XI に組み込まれている。したがって、データ輸入者による EEA 内の第三者への開示は、本条項の目的のための転送としては認められない。

7 これには、移転およびさらなる取扱いに、人種的または民族的起源、政治的見解、宗教的または哲学的信条、または労働組合への加入を明らかにする個人データ、自然人を一意に識別するための遺伝子データまたは生体認証データ、または健康人の性生活あるいは性的指向に関するデータ、あるいは刑事上の有罪判決および犯罪行為に関連するデータが関わるかを含む。

8 本要件は、第 7 条に従って、適切な構成要素の下で本条項に準拠する副処理者により満たされる場合がある。

9 本要件は、第 7 条に従って、適切な構成要素の下で本条項に準拠する副処理者により満たされる場合がある。

10 当該期間は、請求の複雑性および件数を考慮して、必要な範囲で、さらに最大 2 カ月まで延長することができる。データ輸入者は、当該延長についてデータ主体に適切かつ迅速に通知するものとする。

11 データ輸入者は、仲裁判断の執行に関するニューヨーク条約（New York Convention on Enforcement of Arbitration Awards）を批准した国で設立された場合にのみ、仲裁機関を通じて独立した紛争解決を提供することができる。

12 本条項の遵守に対する当該法律および慣行の影響に関しては、全体的な評価の一部としてさまざまな要素が考慮される場合がある。かかる要素には、以前の公的機関からの開示請求の実際の例、またはかかる開示請求の欠如に関連する文書化された実際の経験が含まれる場合があり、それらは十分に代表的な時間枠にわたったのものとする。これは特に、デューデリジェンスに従って継続的に作成され、上級管理職レベルで承認された内部記録またはその他の文書を指す。ただし、この情報を第三者と合法的に共有できる場合に限る。データ輸入者が本条項を遵守することを妨げられないと結論付けるために、この実際の経験に依拠する場合、それは他の関連する客観的な要素によって補完される必要がある。そして、両当事者は、当該結論を裏付けするためには、その信頼性および代表性の観点から、それらの要素が共に十分な重みがあるかどうかを慎重に検討する必要がある。特に、両当事者は、その実際の経験が裏付けられており、同じセクター内の請求の有無、および/または判例法や独立した監督機関による報告など実際の法律の適用に関する公的に入手可能、または他の方法でアクセス可能な信頼できる情報と矛盾しないかどうかを考慮に入れる必要がある。

付録

注釈:

各移転または移転の種類に適用可能な情報を明確に区別し、この点に関して、データ輸出者および/またはデータ輸入者としての当事者のそれぞれの役割を決定することが可能でなければならない。これは、移転/移転の種類および/または契約関係ごとに個別の附属書に記入して署名することを必ずしも求めるものではなく、この透明性は、1つの附属書により実現できる。ただし、十分な明確さを確保するために必要な場合は、個別の附属書を使用する必要がある。

附属書 I

(本補遺のスケジュール 1 を参照してください。)

附属書 II – データの安全性を確保するための技術的および組織的措置を含む、技術的および組織的措置

(本補遺のスケジュール 2 を参照してください。)

附属書 III – 副処理者の一覧

(本補遺のスケジュール 3 を参照してください。)

* * *